

徳山興産株式会社一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年5月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標1：令和6年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の周知を図り、取得率を100%にする。

<対策>

- 令和3年4月～ 規程や制度に関する資料等を作成し従業員へ周知。
- 令和3年6月～ 各部署における課題や問題点を把握し、取得しやすい環境作りの提案。

目標2：高校生・大学生のインターンシップや就業研修等の受入れを積極的に行う。

<対策>

- 令和3年4月～ 従業員への周知及びホームページや広報誌による地域への取組み周知。
- 令和3年6月～ 訪問等を通じ、学校や関係行政機関等と連携。
- 令和3年7月～ インターンシップや就業研修等の受入れ開始

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標3：全従業員に占める女性の割合を20%以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 女子学生の応募を増やすため、就職説明会等で広報を行う。
- 令和3年6月～ 工場で女性が働きやすい環境整備の為、女性技術職へヒアリングを実施
- 令和3年8月～ 工場長とヒアリング結果を共有し、勤務上での課題等について周知

目標4：女性の平均勤続年数を10年以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 過去3年間の平均残業時間を部署ごとに確認。
- 令和3年4月～ 全従業員に対し、育児・介護休業制度等の周知。
- 令和3年6月～ 出産・育児休業取得者に対し、復職までの計画的なサポートを実施。